平成２４年（フ）第５６１１号
大阪府高槻市宮田町２丁目27番25号
債務者　三島　徹也
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６１２号
大阪府高槻市宮田町２丁目27番25号
債務者　三島　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６１３号
大阪府寝屋川市春日町２番７―204号
債務者　村田裕美子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５８号
兵庫県加古川市加古川町粟津611番地の３　ハイツ桑の木105号
債務者　丸居　隆幸
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４７３号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目68番地第２山下ハイツ105、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区城南町３丁目47番地シャーメゾン城南Ｂ101
債務者　三船忠こと　三舩　　忠（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４７４号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿339番地
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３００号
長崎県長崎市田中町79―16　東望団地２―１―206号室、住民票上の住所北九州市小倉北区中津口１丁目６番１―503号
債務者　木村亜規子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
長崎県長崎市片淵３丁目１番13号　コーポ大良202号
債務者　羽柴　義秋
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
大分県別府市上人本町１番31号　サンヴェール上人102号
債務者　山口　良子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１５号
大分市大字羽屋239番地の３　大島ビル301
債務者　大野　佑紀
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８３号
北海道小樽市最上１丁目30番７号、前住所北海道小樽市花園３丁目14番10号
債務者　澤田　柾男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８４号
北海道小樽市最上１丁目30番７号、前住所北海道小樽市花園３丁目14番10号
債務者　澤田　房枝
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１３０号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目15番14号　プラタナスＥ―101号、前住所北海道余市郡仁木町北町10丁目６番地２
債務者　本間　里美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１３７号
北海道小樽市新光３丁目13番129号　新光Ｂ住宅、前住所北海道小樽市桜４丁目１番18号　米沢アパート
債務者　山下二三子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２３２号
秋田県男鹿市脇本富永字野田40番地12
債務者　伊藤　　勤
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３６号
秋田市牛島西２丁目27番22号、住民票上の住所秋田市仁井田新田１丁目15番19号
債務者　見上　舞美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
茨城県潮来市永山637番地１
債務者　鈴木　光雄
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部